

太平洋をめぐるニシンと日本人

——第二次大戦以前におけるカナダ西岸の日本人と塩ニシン製造業——

河原典史

1. はじめに——サケ缶詰産業史への偏重

カナダ日本人漁業史に関する研究では、ブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC州）のフレザー川河口におけるスティーブストンでのパイオニアへの賞賛や、マイノリティとしての異文化性が偏重されてきた。とくに、スティーブストンにおける三尾村を中心とする和歌山県出身者によるサケ刺網漁業が中心に描かれてきた。そこでは、現地資本のサケ缶詰工場（キャナリー）における階層的な雇用形態が、排斥史観に基いて説明されてきた¹⁾。

日本での先行研究では多くの日本語資料が活用されてきたが、歴史地理学のアプローチは必ずしも十分ではなかった。例えば『加奈陀同胞発展大観 附録』²⁾、『加奈陀在留邦人々名録』³⁾や『在加奈陀邦人々名録』⁴⁾などの日本人住所氏名録では、相互利用による出身地の空間スケールが検討されず、発行年の差異からの居住地移動も論じられなかった。日本語資料以上に看過されてきたのが、英語資料である。家屋1棟ごとに描かれた大縮尺地図の*Fire Insurance Plan*⁵⁾は、過去の空間を復原する歴史地理学では極めて有益な一次資料となる。さらに、船名・規模・建造年・建造地・根拠地・所有者などが明記された漁船資料⁶⁾も有効である。そして、各漁区での漁獲高や輸出加工品などに関する漁業統計だけでなく、水産缶詰会社が作成した従業者の漁獲に関する帳簿類をはじめ、各地の文書館所蔵資料にも眼が向けられねばならない⁷⁾。

これらの研究視点や方法をふまえ、筆者は1920年代に日本人漁業者がスティーブストンからバンクーバー島西岸へ二次的移住をしたこと⁸⁾や、その要因のひとつとして、漁船の動力化を担った日本人造船業者の活動について報告してきた⁹⁾。これらの事例からカナダ日本人漁業者には、日本での出身地を基盤とする社会・経済的な分業システムがみられた事実が明らかになりつつある。

ここで本稿では、カナダ日本人漁業史において、サケ缶詰産業に対してほとんど看過されてきた第二次世界大戦以前のカナダ西岸におけるバンクーバー島の塩ニシン製造業について論じる。当時、カナダ水産界においてニシン（鱈・鯨・herring）は重要視されず、一時的とはいえ、日本人漁業者の独占的な産業となった。その一方で、同業に従事した日本人がサケ缶詰産業以上に厳しい排斥をうけたことも否定できない。そして、サケと異なる加工方法が採られたニシンについては、その輸出先が異なっていた点も興味深いのである。

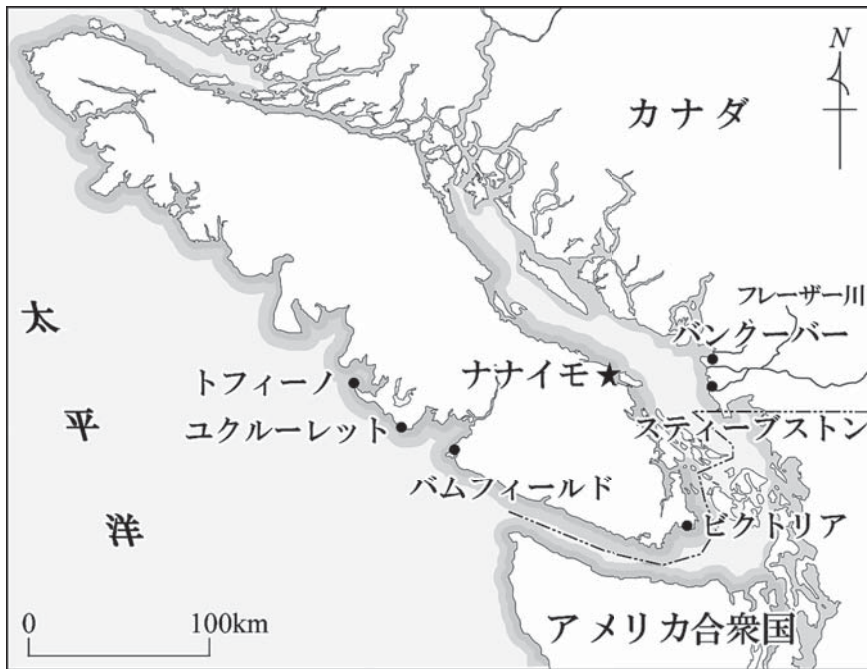


図1 バンクーバー島とナナイモ

2. 塩ニシン製造業の萌芽

和歌山県三尾村出身の工野儀兵衛がステイプストーンに渡った5年後の1893（明治25）年、同県出身の林定之丞が塩ニシン製造業に着手した。1897（明治30）年に森音次郎と山口県出身の吉富邦三は、ステイプストーンにあるゴルフ・オブ・ジョージア・キャナリーの請負によって塩ニシン製造業を試みたが、失敗したという。1902（明治35）年頃、和歌山県比井崎出身の大出竹次郎によって本格的な塩ニシン製造業が開始された。さらに1904（明治37）年、新潟県蒲原郡出身の池田有親はバンクーバー島東岸のナナイモ付近でニシンの大群を発見した。彼はこの魚種を活用した魚肥・魚油工場を建設したものの、後にそれは焼失した¹⁰⁾。1905（明治38）年には、千葉県松戸町八田出身の土屋亀太郎が、中国人との共同経営で塩ニシンをホンコンへ出荷することに成功した。彼はステイプストーン近郊で農業経営をしており、魚肥としてのニシンの存在に注目していたようである。同じ頃、和歌山県那珂郡出身の根来勝之助も、干ニシン製造業を試みている¹¹⁾。

このような黎明期を経て、1908（明治41）年頃には、バンクーバー島東岸に43カ所の塩ニシン工場が建設された。当時のカナダ水産界では、魚肥としての加工や魚卵（カズノコ）の採取が禁じられていたため、ニシンは塩漬けされて日本へ輸出されるようになった¹²⁾。当時、ナナイモを中心とするバンクーバー島東岸では11組の塩ニシン工場の経営者が確認できる。彼らの出身地をみると、初期に塩ニシン製造に着手した大出竹次郎をはじめとする和歌山県日高郡の人たちは6名を数えた。有田郡と海草郡出身者も各1名で、和歌山県出身者が塩ニシン製造業

の中心であった。その他、大阪・東京・新潟・岩手・広島・千葉・鹿児島出身者が同業に着手していた。興味深いのは、東京都出身の榎野運之助と池田有親のように、塩ニシン製造業は共同経営の形態を採ることが多かった¹³⁾。その理由として、日本人漁業者の多くが就いていたサケ刺網漁業のように、契約したキャナリーから漁具を借用するのではなく、塩ニシン製造業は大規模な漁具・漁業施設を自己所有する必要があるからである。製造所の建物や棧橋の他、タンク、漁網、網船、ガソリン船、小型船や付属品などを合わせると、当時でも約18,000ドルが必要であった¹⁴⁾。これらの施設を揃えるには、季節的な出稼者では不可能であり、数名の有力な共同出資者が必要であったのである。そして田端、榎野や池田のように大都市出身者が資本を提供し、その経営に乗り出したのである。

3. 塩ニシン製造業で活躍した日本人

日本人漁業者が集約的にナナイモで塩ニシン製造業をおこなうようになった1916（大正5）年には、バンクーバー島の塩ニシン製造業者は8組へ減少している¹⁵⁾。池田有親は銅山経営に転向し、広島県・岩手県出身者も塩ニシン製造業から撤退している。その結果、6組が和歌山県出身者で、他の2組のうち1つは田端力松、もう一方は嘉祥治三郎と是永寿吉の2人である。大分県大分町出身の是永は、比較的早くからバンクーバーのパウエル街で商業に着手し、大阪府泉南郡貝塚町出身の嘉祥は、ナナイモで塩ニシン製造業を営んだ人物の一人として著名である。

1877（明治10）年に貝塚の廻船商・魚野与吉の三男として生まれた治三郎は、幼少期に同郷の嘉祥家の養子になった。彼は家業の鮮魚仲買業を営み、和歌山方面から大阪市の雑魚場^{ざごば}へ鮮魚輸送に従事していた。1897（明治30）年頃、治三郎は和歌山県三尾村の黒山ユキと結婚した。おそらく和歌山県日高郡の寄港地である比井崎を利用していた彼は、隣接する三尾村の彼女と知り合ったのであろう。1900（明治33）年頃、彼女の実弟・黒山常吉とともに、治三郎はカナダへ渡航した。工野儀兵衛の渡加後、三尾村からは連鎖移住が盛んにおこなわれていた。鮮魚仲買業への不満もあったという治三郎は、義弟の常吉とともにカナダに渡ったのである。

治三郎の長男・與吉と次男・正直も旧制中学を卒業後には渡加し、彼の塩ニシン製造業を支えた。1932（昭和7）年、治三郎はバンクーバーのメイン街に事務所、カドバ街に自宅を構えた。ただし、ニシンの漁期である11月から1月にかけて、ナナイモへ季節的に移動した。義弟の黒山常吉が漁撈長、長男の与吉が運搬船長となり、三尾出身者を中心に約50名がこの製造業に従事した。漁網は関西漁網、帝産漁網や貝塚の薬師製網などから輸入された。また、岩塩はカナダ東部のウィンザーから移送され、近隣の製材所を通じて自工場¹⁶⁾で木箱は組み立てられた。そして、製品はバンクーバーにある田村商会によって神戸や横浜へ輸出されていた¹⁶⁾。

治三郎は11隻の漁船を所有しており、それらは二艘曳き巾着網漁業を直接的に操業する網船と、漁獲されたニシンを運ぶ運搬船からなる。網船は、彼の出身地にちなみ「IZUMI（和泉）」と命名され、それらは1925年から27年にかけてバンクーバー、37年にはスティーブストンで建造された。前者は、船長54フィート・船幅14フィートからなる30～40トン級の船舶であった。1924年～29年にかけて建造された後者は欠番はあるものの、KK No.1からNo.8まであり、それらは60フィート×15フィートの無動力船である。船名は嘉祥とその共同経営者であった

是永のイニシャルに由来するのであろう¹⁷⁾。なお、嘉祥治三郎を中心とするナナイモでの塩ニシン製造業の詳細な展開については、別稿で論じたい。



写真1 ナナイモ沖にニシン漁業

二艘の網船で巾着網に取り囲まれたニシンの大群を、タモ網でスカウ（運搬船）に掬い上げている。漁民のなかには、白人も写る（嘉祥孝之氏所蔵）。

4. ナナイモとニューキャッスル島での日本人

『在加奈陀邦人々名録』¹⁸⁾によれば、1941（昭和16）年にナナイモに居住した日本人は75人である。それらの半数は和歌山県出身者であり、そのうち20名は三尾村出身者である。他は滋賀・新潟・鹿児島・福岡県などの出身者であり、彼らは日本語学校教師、洋服仕立業、大工や靴修理業などに就いていた。B.C. Directory（BC州住所氏名録）との併用では、靴修理業の2人はナナイモ中心街、大工と仕立業の2人はそこから南方の市街地に居住し、直接的に塩ニシン製造業に携わっていなかった。

それに対し、塩ニシン製造業に関わった和歌山県出身者は、市街地の北東部に位置するナナイモ湾岸に集住していた。1909年に作成された*Fire Insurance Plan*（火災保険図）をみると、市街地北東部のスチュアート街沿いにJapanese Herring Salteryと記された5棟の塩ニシン工場が描かれている。2棟は作成時からあったが、張紙がなされた他の3棟は1916年に建てられたようである。ところが、1938年に再製された*Fire Insurance Plan*では、5棟の塩ニシン工場はすべて取り壊されている。そして、工場跡にはJapanese Shacksと明記された狭小な住宅が描かれている。前述した和歌山県出身者は、ここに住んでいたものと思われる¹⁹⁾。

このような塩ニシン工場をめぐる描写の変化は、1910年9月23日と27日に発生した火災に

よる。2回の火災によって、スチュアート街にあった日本人経営の5棟の塩ニシン工場は焼失したのである²⁰⁾。その後、塩ニシン工場はナナイモ沖のデパーチャー湾に浮かぶニューキャッスル島に移転したようである。1912（大正1）年に横野運之助、1918（大正7）年には大出竹次郎と大分県宇佐郡出身の松山豊三とが連携し、ニューキャッスル島にニシン工場が建設された。

1938（昭和13）年にG.Gorgensen 船長が描いたナナイモ周辺の地図には、ニューキャッスル島の北西部に4棟の塩ニシン工場が描写されている。北から順にTANAKA, CASNO, ODE, 南側はP.T.SANGと、経営者らしき名前が記されている。これらは、スチュアート街からここへ移ったものと考えられ、CASNOは前述の嘉祥（治三郎）を示すと思われる²¹⁾。現在でも、同島には栈橋の一部、漁船の引き揚げ場やボイラーの痕跡などが残っている²²⁾。



写真2 ニューキャッスル島の嘉祥塩ニシン工場
水揚されたニシンをタンクに入れ、岩塩を投入しているようす（嘉祥孝之氏所蔵）。

5. ニシンの加工と輸出

日本人漁業者がニューキャッスル島へ塩ニシン工場の移設を始めた頃から、カナダ政府は彼らの漁業ライセンス（漁業権）の削減を開始した。1912（大正1）年には、バンクーバー島周辺の第3漁区における魚肥製造業が禁止された。1923（大正12）年には日本人漁業者に対する漁業ライセンスは、サケだけでなくニシン漁業でも半減されたのである。1925（大正14）年になるとカナダ政府は、1928（昭和3）年までに塩ニシン製造業における日本人をすべて解雇するという通達を発表した。1926年には白人、ネイティブ・インディアンのみニシン漁業のライセンスが交付され、法律上では日本人は被雇用者とならざるをえなかった²³⁾。前述した地図に表記されたSANG（孫か）は、塩ニシン工場が中国系との共同経営であったことをうかがわせる

24)。

そのようななか、1920年代のBC州ではニシンの漁獲量は増加している（図2）。そのほとんどが、ナナイモを中心とするバンクーバー島周辺の第3漁区で占められている。フレーザー川河口にあるスティーブストンの位置する第1区や、アメリカ・アラスカ州との国境付近のスキナー・ナス川河口部にあたる第2区ではサケが主たる対象であり、ニシンの漁獲量は少ない。しかし、1930年代に入ると第2区のニシン漁獲量が減少し、BC州全域でも同様の傾向を示す。これは、漁業環境の変化も考えられるが、日本人漁業者の排斥によるところが大きい。30年代後半になると、第2区のニシン漁獲量が激増する。ただし、当地区においてニシンを漁獲対象とする日本人漁業者は、資料では確認できない。つまり、日本人が目したニシンは白人の漁獲対象となり、その操業域は北進したと考えられよう。

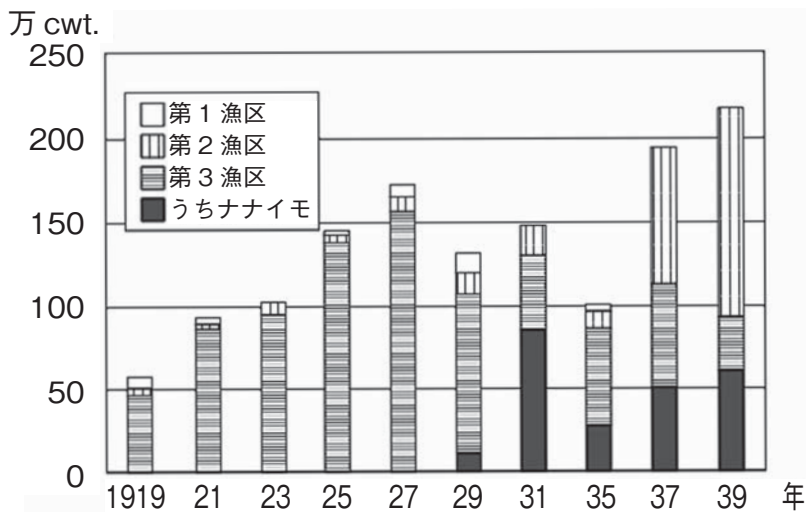


図2 BC州におけるニシンの漁獲量
The Fishing Statistics of Canada より作成

サケとニシンの輸出量を比較すると、前者に比べて後者は2～5倍を示す（図3）。この点からも、いかにニシン漁業が日本人の独占的な産業であったかがわかる。さらに、サケは4.5年周期に豊漁となり、その輸出量の変化が著しい。しかし、ニシンの場合には、それが小さいまま減少している。まさに、これは1920年代後半以降における日本人漁業者のライセンス削減と関わっている。やがて1939年にはサケ、41年になるとニシンの日本への輸出は終焉を迎えた。太平洋戦争の勃発によって、敵国となった日本への輸出が断絶したのである。

興味深いのは、BC州からのサケとニシンの輸出先と、その加工方法の違いである（表1）。1937（昭和12）年当時、BC州からサケ輸出量の最も多いのはイギリスで、そのほとんどは缶詰として送られていた。そして、オーストラリアとアメリカが続ぎ、以下にフランス、南ブリテン地方やニュージーランドなどのヨーロッパや南太平洋地域が並ぶ。保存加工食品である缶詰は、遠方のイギリス連邦諸国に輸出されたのである。第4位となる隣接するアメリカへは、缶詰とほぼ同量が生鮮・冷凍として送られている。それらに対し、9位のドイツへはピクルス（酢

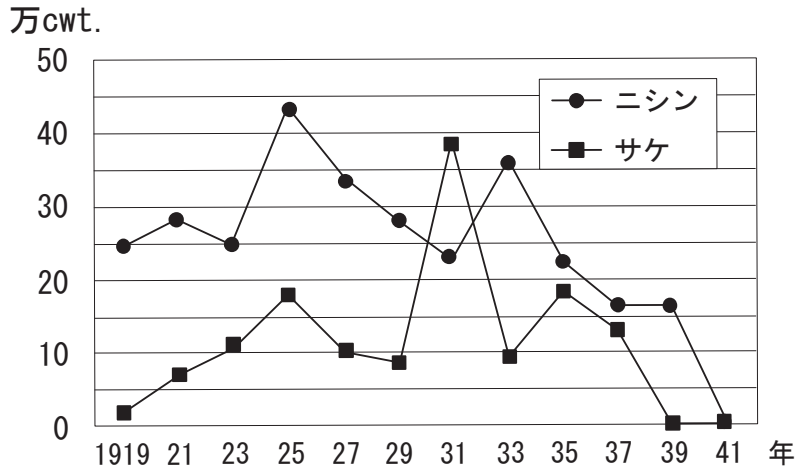


図3 BC州から日本へのサケ・ニシンの輸出量
The Fishing Statistics of Canada より作成

表1 BC州からのサケをニシンの輸入先とその加工方法

サケ

順位	国(地域)名	缶詰	塩漬け	生鮮・冷凍	ピクルス	燻製	合計
1	イギリス	196,729	-	60,996	2,855	-	260,580
2	オーストラリア	144,809	-	431	113	113	145,466
3	日本	-	122,568	6,252	-	-	128,820
4	アメリカ	55,975	14	66,069	162	40	122,260
5	フランス	59,212	-	7,293	289	-	66,794
6	南ブリテン地方	35,510	-	90	-	2	35,602
7	ニュージーランド	30,081	-	7	-	-	30,088
8	フィリピン	14,696	-	10	-	2	14,708
9	ドイツ	36	-	1,095	14,460	-	15,591
10	ベルギー	6,548	-	1,875	514	-	8,937

ニシン

順位	国(地域)名	缶詰	塩漬け	生鮮・冷凍	ピクルス	燻製	合計
1	アメリカ	8	17	204,180	7,690	7,498	219,393
2	日本	-	162,019	-	-	-	162,022
3	中華民国	24	72,480	29	-	-	72,533
4	ホンコン	19	52,490	525	-	91	53,125
5	ハイチ	-	-	-	-	17,383	17,383
6	ドミニカ	-	-	-	22	12,340	12,362
7	ジャマイカ	120	-	-	1,0864	266	11,250
8	トリニダード・トバゴ	308	-	3	506	10,270	11,087
9	プエルトリコ	-	-	-	2,645	8,009	10,654
10	南ブリテン地方	8,206	-	-	-	-	8,206

注) 単位は cwt.
The Fishing Statistics of Canada より作成

漬)がほとんどを占める。また、輸出量では第3位となる日本への輸出品のなかで、最も多いのは塩漬けである。国内で多くのサケが漁獲される日本へは、保存加工品としてサケ缶詰は輸出されることなく、塩ザケが送られたのである。

一方、ニシンをみると輸出量の第1位はアメリカで、その大部分が生鮮・冷凍である(第1表)。日本は第2位であるが、その加工品目はサケと同じく塩漬けである。3位の中華民国と4位のホンコンへもまた、出汁の素となる塩漬けが多い。輸入課税が免除されたため、アジア方面への塩ニシンの輸出は増大したのである。1917年12月3日の『大陸日報』には、サケとともに塩ニシン(herring)の輸出解禁に関する以下の記事が掲載されている²⁵⁾。

塩魚東洋輸出解禁に就きオタワ中央政府へ解禁交渉中なるが、沼野総領事よりの電報によれば「塩鮭・塩ヘレン輸出解禁方に関し、食料監督官に交渉の結果、十一月三十日当地税関総長は晩香坡^(バンクーバー)、ヴィクトリア、ナナイモ^(ニューウエストミンスター)、プリンス・ルパート^(バ)の五税関宛に訓令を發し、当分東洋向輸出許可せらるる事なれり。更に禁輸訓令發せらるる迄、東洋へ向ふ塩魚類の輸出を許可して差支へなし」とあり。

さらに興味深いのは、輸出量が5位以下の地域にハイチ、ジャマイカ、ドミニカ、トリニダード・トバコやプエルトリコなどの西インド諸島があがっていることである。前掲の新聞記事の後半では、次のようにある。

十二月一日、沼野総領事發当領事館着電は米国及び南米西印度に対する輸出に関し、二十九日附オタワ税関総長より各地税関に対し、米国内に消費する乾魚・燻魚・塩魚は各地税関吏の裏書によりて輸出許可さるべく、同様魚類にして南北亞米利加(西印度を含む)へ輸出せらるるものは、輸出者に於て米政府の許可証を有するものに対しては輸出許可差支なしとありたり。

すなわち、イギリス連邦諸国を中心とする太平洋沿岸地域へのサケとは異なり、ニシンはカリブ海沿岸地域へ燻製として輸出されていた。それ以外に、ピクルスへの加工が多いことにも注意しなければならない。日本人には「蘇国式塩鯧」と呼ばれていたこの加工品は、「本邦の塩辛に比すべきものにして、そのまま食料に供せられ、塩汁もまたしかり」とあり、小刀で内蔵を除去してから塩漬にされた。そして、「過分に塩すべきからず」「最後の上詰をなすとき、最上の一層には塩を撒布すべからず」とあるように、これはアジア方面への塩ニシンとは別物である。

第一次世界大戦の勃発によって、このニシン加工品は主たる生産・消費地であったイギリス、オランダやノルウェーなどからカナダへの輸入が途絶えた。そこで、BC州でもこの製造業が起り、経験豊富なスコットランド系を雇用し、この加工品を製造する日本人漁業者も2組いた²⁶⁾。その販路はアメリカのニューヨークやシカゴが中心で、ユダヤ系がおもな購買者であった²⁷⁾。ピクルスとしてアメリカへ輸出されているが、西インド諸島、特にジャマイカへの輸出も顕著である。かつて当地域の多くはスペインの植民地であったが、他国と比べてジャマイカはす

でに17世紀にイギリス領となっていた。そのため、イギリス、とくにスコットランド系に好まれてきたピクルス²⁸⁾としてニシンが輸出されたのであろう。また、西インド諸島ではサトウキビ労働に関わるアフリカ系移民が多い。燻製やピクルスに加工されたニシンが、重宝されたと思われる。当地域は、新・旧大陸をめぐる食文化の交流点でもあったといえよう。そうすると、かつてカナダ漁業界で等閑視されてきたニシンを漁獲し、それを主要な輸出品にまで成長する機会を惹起させた日本人漁業者の活動は、太平洋をめぐる食文化にも大きく関与したと考えられるのである。

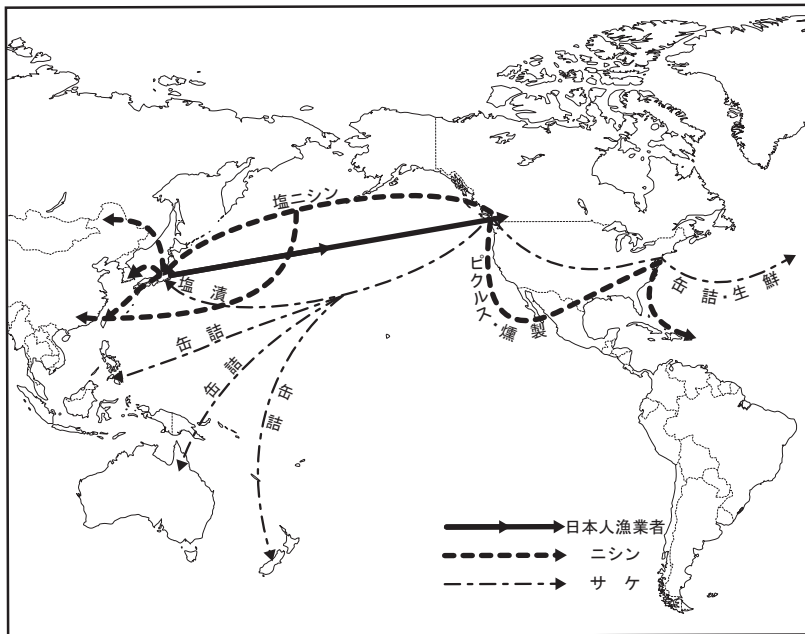


図4 太平洋をめぐるカナダ日本人漁業者とニシンの模式図

6. 日本から植民地へ—おわりにかえて—

太平洋を渡って日本へ輸入されたBC州の塩ニシンは、日本だけで消費されたわけではない。中華民国やホンコンへ再輸出されたり、当時の日本植民地であった朝鮮や台湾、そして満州にまで移出された。1924年9月23日の『大阪時事新報』には、神戸海陸産物貿易同業組合がカナダからの塩ニシンに課される輸入税の免除を陳情する記事がある。

加奈陀より毎年当港へ陸揚げせらるる塩鯨は、その量一万トン乃（に）至（り）一万二千トンに達せるも、往時は支那方面に再輸出せらるるもの多量なりしたため、比較的関税を軽視しつつありしも、近時、台湾・朝鮮等の需要増加と共に内地に於ても嗜好するに至り、逐年その額を増加し支那へ再輸出のものは僅に二割に及ばざるの現状にして関税の影響する。

これによれば、カナダで日本人漁業者への排斥が進むにも関わらず、毎年に対応量の塩ニシンが輸入されていたことや、おもに朝鮮や台湾で好まれていたことがわかる²⁹⁾。さらに、干物(身欠きニシン)や魚卵(カズノコ)、ならびに魚肥としてニシンに親しんできた日本内地でも需要が高まりつつあることや、その結果、中華民国方面への再輸出が減少していることが読みとれる。『朝鮮水産便覧』によれば、1921年に日本内地から朝鮮へ178,480斤(約10t)の塩ニシンが移出されているのに対し、カナダからも日本経由でほぼ同量の135,426斤(約8t)が輸入されていた。後者の数値は先述の新聞記事で紹介された輸入量のわずかであるが、朝鮮への塩魚としてのニシンは、サケ・マスやイワシに次ぐ移出量であった³⁰⁾。

このように、カナダ西岸で活躍した日本人漁業者の活躍を契機に、サケと同様以上にニシンは東アジアの食文化にも少なからず影響を与えた。日本植民地へのカナダ産塩ニシンの移出は、日本ならびにアイヌを中心としたこれまでのニシン史研究³¹⁾ではほとんど看過されてきた。今後の課題として、朝鮮・台湾総督府の資料も活用しつつ、春告魚とも呼ばれたニシンの多様な活用を試みた人々と、その移動について論考を深めたい。

付記

本稿をまとめるにあたって、聞き取り調査にご協力いただき、古写真もご提供いただいた嘉祥孝之様(大阪府貝塚市在住)に深謝いたします。また、当時の塩ニシン製造業に携わっていた村尾敏夫様(カナダ・スティーブストン在住)、そして田並謙治様(バンクーバー在住)をはじめとするBC州和歌山県人会の皆様や西浜久計様(和歌山県御坊市在住)からも多くのことをご教示いただきました。資料収集ではブリティッシュ・コロンビア大学、ナナイモ市文書館、バンクーバー市文書館やカナダ日系博物館の皆様にお世話になりました。末尾ながら、調査でお世話になった全ての方々にお礼申し上げます。

注

- 1) 佐々木敏二『日本人カナダ移民史』(不二出版, 1999年); 新保満『カナダ日本人移民物語』(築地書館, 1986); 新保満『カナダ移民排斥史: 日本の漁業移民』新装版(未来社, 1996年)。山田千香子『日系カナダ社会の文化変容: 「海を渡った日本の村」三世代の変遷』(御茶の水書房, 2000年); Duncan Stacey & Susan Stacey, *Salmonopolis; The Steveston Story* (Madeira Park, BC: Harbour Publishing, 1994); Mitsuo Yesaki and Harold and Kathy Steves, *Steveston Cannery Row: An Illustrated History* (Vancouver: Peninsula Publishing, 1998); Mitsuo Yesaki, *Sutebusuton: A Japanese Village on the British Columbia Coast* (Vancouver: Peninsula Publishing, 2003); Mitsuo Yesaki, Sakuya Nishimura and Duke Yesaki, *Salmon Canning on the Fraser River in the 1890s* (Coquitlam, BC: Fraser Journal Publishing, 2000)。
- 2) 中山訊四郎『加奈陀同胞発展大鑑 付録』(中山訊四郎, 1922年; 復刻版: カナダ移民史資料 第2-3巻), 不二出版, 1995年)。
- 3) 吉田龍一編『加奈陀在留邦人々名録』(吉田龍一, 1926年; 復刻版: カナダ移民史資料 第6巻, 不二出版, 1995年)。
- 4) 大陸日報社編『在加奈陀邦人々名録』(大陸日報社, 1941; 復刻版: カナダ移民史資料 第6巻, 不二出版, 1995年)。
- 5) この資料の作成経緯や所蔵機関などについては、以下の論文に詳しい。Frances M. Woodward, "Fire Insurance Plans and British Columbia Urban History: A Union List," *BC Studies*, 42 (1979): 13-26。また、

- 筆者は同資料の歴史地理学的活用について、予察的考察を発表している。河原典史「資料調査：火災保険地図の歴史地理学的活用」『立命館言語文化研究』18巻4号（2007年3月）：145-147頁；同「『BC州サケ缶詰工場地図集成』にみるサケ缶詰産業と日本人漁業者」『立命館言語文化研究』19巻4号（2008年3月）：246-250頁。
- 6) 当時における個別の漁船データについては、以下の資料による。Department of Transport, ed., *List of Vessels on the Registry Books of the Dominion of Canada*, 1942.
 - 7) 河原典史「Returns（報告書）と Debits（個人別帳簿）にみるサケ缶詰産業と日本人漁業者」『立命館言語文化研究』20巻4号（2009年3月）：81-86頁。
 - 8) 河原典史「カナダ・バンクーバー島西岸への日本人漁業者の二次移住：クレヨコット・トフィーノ・バムフィールドを中心に」米山裕・河原典史編『日系人の経験と国際移動：在外日本人・移民の近現代史』（人文書院，2007年），147-171頁。
 - 9) 河原典史「第二次世界大戦以前のカナダ西岸における日系造船業の展開：和歌山県出身の船大工のライフヒストリーから」『立命館言語文化研究』17巻1号（2005年8月）：59-74頁。
 - 10) 後年、池田はクイーン・シャーロット島においても魚肥・魚油関係の工場の経営を試みるものの、やがて銅鉱を発見し、その名前は現在の地図にも IKEDA BAY として残されている。Toyo Takata, *Nikkei Legacy: The Story of Japanese Canadians from Settlement to Today* (Toronto: NC Press, 1983), 91-92.
 - 11) 新保満『石をもて追わるごとく：日系カナダ人社会史』（御茶の水書房，1996年）。
 - 12) Bill Merilees, *Newcastle Island: A Place of Discovery* (Surrey, BC: Heritage House, 1998).
 - 13) 大陸日報社編『加奈陀同胞発展史』（大陸日報社，1909年；復刻版：カナダ移民史資料 第1巻，不二出版，1995年），192-193頁。
 - 14) Merilees.
 - 15) 大陸日報社編『加奈陀同胞発展史』第2（大陸日報社，1917年；復刻版：カナダ移民史資料 第1巻，不二出版，1995年），104-105頁。
 - 16) 治三郎の出身地の大阪府貝塚には干鰯業を営む広見家があり、漁網の情報や製品の技術はここからも学んだと思われる。なお、漁業ライセンスの削減など日本人漁業者への排斥が続いて業績が低下してきたため、1936年に59歳となった治三郎は帰国した。嘉祥治三郎については嘉祥孝之氏、黒田家については西浜久計氏からの聞き取り調査によるところが大きい。
 - 17) 前掲6)。日本人漁業者が所有する漁船名の変化について、筆者は以下の拙稿を発表している。河原典史「カナダ・ステイブストンにおけるギャリーポイントパークの海難慰霊碑：日系漁民の船名からみた文化変容をめぐる」『考現学雑誌』12号（2002年）：1-3頁。
 - 18) 前掲4)
 - 19) この *B.C. Directory* と前掲5) で紹介した *Fire Insurance Plans* を併用した歴史地理学的アプローチについて、筆者は以下の報告をした。「カナダ日本人移民史研究における住所氏名録と火災保険図の歴史地理学的活用：ライフヒストリー研究への試的アプローチ」日本移民学会第19回年次大会（2009年7月4・5日，同志社大学）。発表内容については、別稿を準備している。
 - 20) 1910年9月23日『大陸日報』には、「ナ、イモの大火：同胞キャンプ四軒焼失」、9月27日の同紙には「又ナ、イモの火事」の記事が掲載されている。
 - 21) 前掲11)。原因はバンクーバー市文書館に保存されている。
 - 22) これらの遺構の写真は、以下の拙稿が収められた雑誌の裏表紙に掲載されている。河原典史「第2次世界大戦前のカナダにおける日本人の就業構造」『地理月報』501号（2007年9月）：1-4頁。
 - 23) 前掲10)・11)
 - 24) 東出音之丞、あるいは辻本常楠・和田芳松が中国人との共同経営であった。農商務省水産講習所『加奈陀太平洋岸の鱈大鮭漁業調査報告』（1919年），43頁。
 - 25) 一部に下線や読点を施し、旧字体は新字体に改めた。（ ）内は筆者による。以下の新聞記事につ

いても、同様である。

26) 前掲24), 16頁。

27) 前掲24), 45-55頁。

28) 田口一夫『ニシンが築いた国オランダ：海の技術史を読む』（成山堂書店，2002年）。

29) 朝鮮水産業の開発者への解説書である次の文献には、塩鯺が広く一般に愛食されていることが記述されている。岩倉守男『朝鮮水産業の現況と将来』（民衆時論社，1932年），415頁。

30) 朝鮮総督府殖産局『朝鮮水産便覧：大正11年』（1922年）：110頁。

31) 例えば、中西聡『近世・近代日本の市場構造：「松前鯺」肥料取引の研究』（東京大学出版会，1998年）。

David L.Howell『ニシンの近代史：北海道漁業と日本資本主義』河西英通・河西富美子訳（岩田書院：2007年）。